

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第5回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和8年2月25日（水） 17時00分から17時45分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員（副会長）、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和7年度 第5回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

(会長)

ただいまから令和7年度第5回差別解消委員会を開会したいと思います。

本日の欠席委員を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日は欠席された委員はいらっしゃいません。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日の資料は、

資料1「逐条解説令和8年改訂版見直し案」

資料2「関係団体へのアンケート結果」

資料は以上です。

(会長)

ありがとうございます。続きまして協議事項(1)障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しについてです。

それでは協議内容と本日の資料についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧ください。

こちらは第4回においてお示ししました見直し案について、協議内容を踏まえて修正したものでございます。

修正箇所は12ページの中ほど、黄色の網掛けをした部分でございます。

本日改めて内容をご確認いただき、委員の皆様からいただいたご意見を反映させたものを最終案として、今後パブリックコメントに向けて準備をしたいと思っております。

次に資料2です。

こちらは前回ご協議いただきました団体への回答について、前回の委員会でいただきましたご議論の内容を踏まえて修正したものです。こちらにつきましても、委員の皆様から本日いただくご意見を反映させた上で、確定版として各団体に回答としてお伝えする予定です。

このご意見に対する回答方法としては、ご意見をいただいた団体、そうでない団体を区別せず全てのご意見とそれに対する回答を付した書面ないしデータを、アンケートをお願いした全ての団体に送付または送信することを考えております。事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

見直し案と関係団体への回答については修正版をお示しいただきました。これらについて各委員から、更なるご意見ご質問等ございましたら賜りたいと思っております。

また、3月の委員会では、差別解消の条例に関する協議は行わず、特定相談の状況報告をいただく定例のものとなっておりますので、差別解消条例についての議論をいただくのは今日が最後となります。

来期まで延ばす可能性もありますが、今日はここでの議論を踏まえまして、当委員会によります条例の見直し案と団体への回答は一旦確定させることとなりますので、本日もご意見をいただければと思っております。

それでは、逐条解説12ページ、黄色い網掛けは追記をしたところでございます。間違いがないか確認をいただきたいと思っております。その他、何か改めてこの逐条解説の中でご意見ご質問等があれば出していただければと思っております。

よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局から補足させていただきます。今回、逐条解説を見え消しにせず、変えた部分だけを黄色くしております。元々この文章は「このような支援を意思決定支援といいます」という形になっていますが、市が言い切らない方がいいだろうと、回答を作成しているときにご指摘を受け、それに応じて変えた部分となっております。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

逐条解説について、追記すべきことまた、変えた方がいいというところはございますか。

それでは、逐条解説は一旦置いておきまして、資料2の団体のアンケートの結果について見ていきたいと思っております。

障害者の定義の前回修正したところが社会モデルの後になります。「のみ過大視することを避け、それ、」を削除するという改正をしています。

それから基本理念についてです。先ほど開会前に委員から指摘のあった部分について説明していただけますか。

(事務局)

こちらの転記ミスになります。障害者の定義の一番上の真ん中あたり、「さらにWHOで採択されたIFC」と書いてあるのですが、ICFの誤りです。同じく2ヶ所ございます。

(会長)

逐条解説は間違っていなかったという事ですね。ありがとうございます。
次に基本理念についてですが、回答の5行目、「ある」という言い切りから、「・・・あり、そのために「障害者」を定義し、そこで定義した障害者とそうでない人の垣根をなくすことを目指していることを踏まえると」から次の「障がいについて・・・」からは削除し、「障害者と障害者でない者の違いを・・・」というところで始まり、「教育に関する規定」、その後の、「表現にするという考え方も挙げられましたが」、というところを「考え方も挙げられたものの」というところで、削除・追記をしました。
裏面の意思決定のところでございます。第2案を消して、第1案を採用するという事になっております。

「違いがあるようなことも」を「が見受けられるため、」に修正し、「意思決定・・・」から「・・・基本理念」の前までを削除し、その後、下から4行目、「支援は一般的に「意思決定支援」と言われています。」という表記に変えます。

また、付則について、「今回改正する」と追記をしています。

全体的に見て何かご質問、ご指摘があればよろしく願いいたします。

(委員)

資料2裏面、意見2に対する回答第1案ですが、「扱われる分野によって解釈や手法に違いがあるようなことが見受けられる」と。「ような」はいらなと思います。「扱われる分野によって解釈が手法に違いがあることが見受けられる」でよいと思います。

(会長)

ご指摘事項出ましたけれども皆さんいかがでしょうか。

確かにですね、そのとおりだと思う。あまりぼかしすぎてもいけないこともあるかと思しますので、このような形でよろしいですか。

それでは、「ような」を削除していただければと思います。

その他ございますか。

(委員)

もう1ヶ所、同じところで、真ん中より下の辺り、「一方」とありますが接続として使うのであれば、「他方」という方が正しいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

市の文書上の文言の話なので、市の文書作成ルール上の適正な用法については事務局で調べて修正していただければと思います。

(委員)

資料2の基本理念中にこの回答の上から4行目、「理解しておりますが、本条

例の目的が障がいと理由とする差別を」の「障がい」だけがひらがなでそれより下の説明では他の条文のとおり漢字の「害」で統一していたと思います。

(事務局)

ここはわかりづらいところですが、本市では、基本的に「障がい」の「がい」はひらがなにしようというルールがあります。

一方で固有名詞や条例などの条文で使うときには漢字をとというように使い分けています。最初のひらがなの部分だけが、条文とは関係ない部分なのでひらがなになっています。

ただそうは言っても、あえて使い分けられない方がわかりやすいとも思いますが、皆さんのご意見をいただければと思います。

(委員)

逐条解説の冒頭の1ページの注記のところ、「しょうがいの表記について」という説明をしていただいている、「この逐条解説においては条例上の表記と合わせ、「障害」としています。」この範囲をどのように捉えるかという議論になっているのかという確認と、解説に置く用語ももう「障害」と漢字の表記にするという意味と捉えるか難しいと思いましたが、全文を見てみないとわからないこともあるかと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

その他皆さんいかがでしょうか。

これに関しては、逐条解説の注記に準じてよいと思います。

あくまでもこのアンケート結果ですけれども、基本的にはこの差別解消条例の見直しに入るので、それに関する答えですから害はひらがなではなく漢字でいいと思っております。委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

本条例の目的が障害を理由とする差別を解消することであり、となっていて、逐条解説4ページを見ると、「(目的) 第1条 この条例は、障害を理由とする・・・」となっており、注記にも全部「障害」で統一するとあり、ここだけを見て、「害」と付けるのは、良くないと言われたら、注記でも目的でも統一していると話が出るのではないかと思います。今回の条例にまつわる話では、全部この「害」で統一するということがわかりやすいと思えました。

(会長)

ありがとうございます。

他の委員の皆様、ご意見どうでしょうか。

それでは「害」については、漢字にしていきたいと思えます。

その他ご意見ご質問ございますか。

(委員)

逐条解説30ページ、この意見を聞いて、付則を再度定めることにしたと思いますが期日はいつ頃が目安になりそうか、教えていただければと思います。

(事務局)

目標としては令和9年4月1日を想定しています。

それに向けて令和9年第1回定例会、3月議会に出すことを想定して12月頃にパブリックコメントというスケジュールになっていたかと思いますが、協議が早めに進行しておりますので、少しパブリックコメント自体を早くできると思っています。

したがって議会への提案も早まると思っておりますが、こういった条例の施行日なので、最初の条例の施行日が10月1日でこれを踏まえて10月にするのか。ただ、前回の改正が4月1日でしたから、4月1日にするのか、そこは今後の進捗次第で考えていくところなので、遅くても令和9年4月1日を目標にしているというのが現時点での答えになるかと思っております。

(会長)

その他、何かございますか。

前回の資料を持っていらっしゃるならそちらも目を通していただければと思います。大きく変化するところはないかと思っておりますが、これを全体会に諮っていくので、この条例の見直し箇所の一覧とともに逐条解説と団体のアンケート結果も説明文としては有効かと思っておりますので、全委員にご紹介をして、報告ということにできればと思っております。

その中でも委員から何か出るかもしれませんので、今回のパブリックコメントに関しては、この委員会の結果を持って確定とし、全体会で出た委員からの意見については次回で修正していただければと思います。

その他ございますか

(委員)

この表紙のイラストはイラストレーターの方が書かれたものですか。

(事務局)

もともと自立支援協議会の委員をしていた方の絵になります。去年の自立支援協議会の報告書の表紙の絵も描いてくれました。

(委員)

右下にサインが書いてあって著作権とかがあるのかと思いましたが。どこかにこのイラストを描いたのは誰でという説明を入れた方がいいのでしょうか。

(事務局)

障害者週間の自立支援協議会のブースのポスターも書いていただいた方です。報告書の時のイラストをポスターにも使っていていいかとお聞きし、許可を頂いた

ものになります。

(会長)

こういったものを入れる場合は奥付で入れていくので、もし本人の意思確認が取れば、奥付に「イラスト：誰々」という形で、社協の記念誌もそういう市民の方に書いてもらって、ニックネームで入れた方もいらっしやったので、そこは本人の自由かと思います。

他に何かございますか。

(委員)

逐条解説の24ページの差別解消の相談の流れについて、流れがいまいち自分の中でよくわかってないので解説いただけるとありがたいです。

(事務局)

差別解消委員会で取り上げるのは、市が障害を理由とする差別に関する相談のことを特定相談とこの条例で呼んでおりますが、市がその年度中に受けた特定相談の報告をする形になります。

本来この委員会の所掌事項として、市長の依頼に基づいて、差別を行ったとされる者と、受けた方の間に入って協議をすべきかどうかの判断をして、この流れでいくとまず障害を理由とする差別があったと思われる事例が生じたときに、差別と感じた障害者が市に相談をします。

その結果、市が調整に入りますが、市が調整に入ってもなお解決に至らない場合に、市長から直接、助言・あつせんをしてもらいたいという申請をしていただく形になります。

それに基づいて案件をどうするべきか、この差別解消委員会で諮って、市長に回答するという流れになります。

実際にはまだ自立支援協議会にまで申し立てが至ったものはございません。市が調整に入り解決をしているという形です。13条からが特定相談の規定になります。

14条で市長に解決するための助言・あつせんの申し立てをすることができるということでこれに基づいて、市で調整に入る形です。15条に基づき、対象事案の調査ということで実際の事業所等とのやり取り、事実確認などをします。

その後、16条でその調査の結果必要があると認めたときに、直接、助言・あつせんを行うことをするべきかどうかというところを自立支援協議会に諮るという形です。

条文上、自立支援協議会に諮るという形になっていますが、実際は自立支援協議会の中に設置した、この差別解消委員会で審議するという流れです。

(委員)

常に自立支援協議会の任期が変わるごとに差別解消委員会が作られるという認識でまちがいないですか。

(事務局)

そのとおりです。

自立支援協議会の全体会で差別解消委員会のメンバーを決定し、任期中設置するという形です。

今期については条例の見直しがあったため定期的には開催していますが、通常は年度末に報告をする定例会として1回だけになります。

その間に先ほど申し上げた説明したような事例が生じたとき必要に応じて事務局から会長名で招集するというような流れになります。

(会長)

他に何かございますか。

今も課長もおっしゃっていましたが、この委員会は通常何もなければ、年1回の委員会なので、今までも招集というのはなかったかと思います。

あまりあがってこないという事は、差別がないということと言えるかもしれませんが、この特定相談になかなか繋がらないという課題はどうしてもあるので、前段として、この差別解消委員会にあがる前の特定相談にあがらないというところが差別の意識という点で課題なのかと思います。

(事務局)

課題についてなんですけれども、確か今期の差別解消委員会を設置した頃かと思いますが、特定相談対応マニュアルというものを、作成してここでも諮らせていただいたと思います。

それによって日常的に入る相談で、本人も特定相談として意識せず相談している場合、相談を受ける側も、その事案が障害を理由とする差別であるという形では認識していなくて、単なる日常的な困りごととして捉えてしまい、特定相談として扱ってないということがあったので、そういったことを拾っていこうという目的で作ったのがこのマニュアルでした。

それに基づいて数件は拾えているので、一定の効果が出ているのかと思っております。今後も引き続き努力していこうと思っております。

(会長)

そのような形で流れていくということですか。

他に何かございますか。ご意見、ご質問は特段ないようでしたら本協議事項については以上で終了をし、事務局でここまでの委員会での協議を踏まえて条例の見直し案と、各関係団体への確定版の回答をしていただく、ということになるかと思いますが。

それでは協議事項の(2)その他についてです。

事務局から何かありましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

その他についてはございませんが、念のため確認させていただきます。

今後の動きですが、全体会に見直し案の一覧と、逐条解説の修正版、それから団体への回答を諮るということですが、見直し案と逐条解説については全体会で諮るという形でいいかと思えます。他方で、団体への回答についてはこちらの審議結果をもって回答をし、その報告という形でもよろしいでしょうか。以上確認させていただきます。その他についてはございません。

(会長)

ありがとうございます。

その他、何かございますか。

大丈夫でしょうか。

それでは次の開催予定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今回の開催予定は令和8年3月25日水曜日午後6時から、場所が501会議室を予定しております。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明が終わりました。

何かご質問ご意見等あればお願いします。

それではこれで本日の差別解消委員会を終了したいと思います。